

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和3年11月17日（水曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	7
5. 日程第1 仮議席の指定	7
6. 日程第2 会議録署名議員の指名	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議長選挙	9
9. 議事日程（第1号の2）	11
10. 日程第1 副議長選挙	11
11. 日程第2 議席の指定	13
12. 日程第3 会期の決定	13
13. 散 会	14
14. 令和3年11月18日（木曜日）	17
15. 議事日程（第2号）	17
16. 開 議	20
17. 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	20
18. 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選 結果報告	21
19. 日程第3 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙	21
20. 日程第4 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	22
21. 日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	23
22. 日程第6 市長あいさつ	24
23. 日程第7 市長提出議案上程（議第110号及び議第111号）	24
24. 日程第8 提案理由の説明	25
25. 日程第9 報告（3件）	26
26. 日程第10 議案の委員会付託	27
27. 日程第11 委員長報告	28
28. 総務委員長報告	28
29. 文教厚生委員長報告	30
30. 日程第12 質疑・議員間討議・討論・採決	

	(議第110号及び議第111号)	31
31.	日程第13 議員派遣の件	32
32.	日程第14 閉会中の継続審査の件	33
33.	閉 会	35
34.	署 名 欄	36

令和3年第7回玉名市議会臨時会会期日程表
 (会期 11月17日から11月18日までの2日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	17	水	午前10時	本会議	開会宣告 仮議席の指定 会議録署名議員の指名 市長あいさつ 議長選挙 副議長選挙 議席の指定 会期の決定 散会宣言
11	18	木	午前10時	本会議	開議宣言 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選 任 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正 副委員長互選結果報告 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 市長あいさつ 市長提出議案上程（議第110号及び議第1 11号） 提案理由の説明 報告（3件） 議案の委員会付託 委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 議員派遣の件 閉会中の継続審査の件 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 1 7 日 (水)

令和3年第7回玉名市議会臨時会会議録（第1号・第1号の2）

議事日程（第1号）

令和3年11月17日（水曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 仮議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 市長あいさつ
 - 日程第4 議長選挙
-

議事日程（第1号の2）

- 日程第1 副議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 仮議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 市長あいさつ
 - 日程第4 議長選挙
-

議事日程（第1号の2）

- 日程第1 副議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 1番 | 大野豊重君 | 2番 | 中村慎吾君 |
| 3番 | 浜田繁次郎君 | 4番 | 瀬崎剛君 |
| 5番 | 田浦敏晴君 | 6番 | 山下桂造君 |
| 7番 | 立川信之君 | 8番 | 坂本公司君 |
| 9番 | 吉田真樹子さん | 10番 | 一瀬重隆君 |

11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時02分 開会

○**議会事務局（糸永安利君）** おはようございます。議会事務局長の糸永でございます。

御出席の議員各位に申し上げます。

改選後の初議会におきましては、地方自治法上、年長議員が臨時議長となり、議長選挙を行なうことになっております。

本日、御出席の議員の中で年長の議員は、田畑久吉議員でありますので、御紹介いたします。

それでは、田畑久吉議員、議長席に御着席願います。

[臨時議長 田畑久吉君 議長席に着席]

○**臨時議長（田畑久吉君）** ただいまから、令和3年第7回玉名市議会臨時会を開会いたします。

一般選挙後、初めての議会におきましては、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長を行なうことになっております。

私、田畑久吉が年長のゆえをもちまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。議長選挙までの議事を執り行なうことにいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（田畑久吉君）** 日程第1、「仮議席の指定」を行ないます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○**臨時議長（田畑久吉君）** 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、指名いたします。

大野豊重君、中村慎吾君、以上の両君を指名いたします。

日程第3 市長あいさつ

○**臨時議長（田畑久吉君）** 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和3年第7回玉名市議会臨時会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、冒頭から議席の指定におきまして、不手際がありましたことをおわび申し上げたいというふう存じます。

改めまして、先の選挙により、新しく22名の議員の皆様が誕生されました。誠に改めてでございます。また、私もこのたびの玉名市長選挙におきまして、市民の皆様方からの御信託をいただき、2期目の市政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。

今回の選挙を通じ、多くの市民の皆様の声を拝聴し、市民の皆様、御一人御一人の様々な御意見と今後の市政に対する期待の大きさをひしひしと感じ、その任にあたりますことは、身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重さに大変身の引き締まる思いでございます。そして、選挙戦でも一貫して市民の皆様へ申し上げてまいりましたが、今、最優先に取り組まなくてはならないこと、それはこのコロナ禍の克服に向けた取組の推進でございます。市民の皆様命と健康を守り、そして地域経済が一刻も早く回復に向かうよう引き続き、迅速な生活支援と経済対策を進めてまいりたいというふうに考えておりますとともに、感染の再拡大を何としても食い止めるため、3回目のワクチン接種や若年層の接種促進など、市役所が一丸となって全力で取り組んでまいります。

そして、玉名の発展と市民の皆様笑顔のために取り組んでおります「笑顔をつくる10年ビジョン」これまでも様々な取組を進めてまいりましたが、まだまだ、道半ばでございます。市内乗合タクシーのエリア拡大をはじめ高齢者福祉の充実、子育て支援策の強化、良質なくらしをテーマとした新玉名駅周辺整備促進、民間活力による工業団地の実現、玉名市の基幹産業である農水商工業の支援強化、金栗イズムを継承する玉名型ツーリズムによる観光振興、防災強化と菊池川防災拠点グラウンドの設置などなど、多くの事業を進めていかななくてはなりません。これまでにまいた種が芽を出し、実を結ぶためにも、これまで同様、多くの皆様方の御意見を伺い長期的な視点で総合的に判断し、市民の皆様が納得し笑顔で前向きに生活できるように導いてまいります。

これからも、笑顔をつくる10年ビジョンにおける施策を確実に実行し、市民の笑顔が人を呼び込むまち玉名、これを目指し、市民の皆様へ寄り添いながら、そして市民の皆様福祉向上のために、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様には、どうか引き続き、御協力をいただきますよう、切にお願いを申し上げます。

さて、国内では11月10日、第2次岸田内閣が発足いたしました。新型コロナウイ

ルス感染症関連の経済対策などが、今後講じられるものと期待されますが、引き続き、国の動向を注視しつつ、しっかりと準備をしてまいりたいと考えているところでございます。御承知のとおり、この新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも新規陽性者数が、減少傾向となっており、徐々に社会の制限緩和が図られておりますことは、大変喜ばしく感じているところであります。

次に、本市のワクチン接種の状況ですが、11月12日現在、いずれも2回接種済みの方ですが、65歳以上の高齢者の接種率は95%、また、12歳以上の全市民を対象とした接種率は86%となっております。おおむね順調に進行しております。現在は、12月から実施予定のブースター接種、これに向けて鋭意準備をしているところでございます。また、冒頭でも申し上げましたが、市民の命と暮らしを守り、地域経済を維持するため、引き続き、ウィズコロナ社会に適応した取組を進めるとともに、市の実情に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。この新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況に変わりはありませんが、今はただただ、このまま終息に向かい、かつての日常に早く戻ることを願うばかりでございます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、引き続き、市政運営におきまして、絶大なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、開会にあたりましての私からのごあいさつとさせていただきます。大変お世話になります。

○臨時議長（田畑久吉君） 議事の都合により、休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前11時10分 開議

○臨時議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程第4 議長選挙

○臨時議長（田畑久吉君） 日程第4、「議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（田畑久吉君） ただいまの出席議員数は22名であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○臨時議長（田畑久吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（田畑久吉君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○臨時議長（田畑久吉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 松野和博君。

[事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

大野豊重議員、中村慎吾議員、浜田繁次郎議員、瀬崎剛議員、田浦敏晴議員、山下桂造議員、立川信之議員、坂本公司議員、吉田真樹子議員、一瀬重隆議員、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、西川裕文議員、江田計司議員、近松恵美子議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、中尾嘉男議員、田畑久吉臨時議長。

○臨時議長（田畑久吉君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（田畑久吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（田畑久吉君） 開票を行ないます。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大野豊重君、中村慎吾君、瀬崎剛君、立川信之君、以上の諸君を指名いたします。

よって、4人の立会いを願います。

[大野豊重君、中村慎吾君、瀬崎 剛君、立川信之君 開票立会い、事務局職員により、開票・点検]

○臨時議長（田畑久吉君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票。有効投票中、近松恵美子さん17票、徳村登志郎君2票、前田正治君2票、北本将幸君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、近松恵美子さんが議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました近松恵美子さんが議場におられますので、本席から

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

近松恵美子さん。

[近松恵美子さん 登壇]

○議長（近松恵美子さん） このたびは議員各位のおかげで、議長の重責を務めさせていただくこととなりました。このことにつきましては、玉名市の職員はじめ多くの女性の方々が勇気を持って、そして希望を持って自分の人生を歩んでいかれる、または市の職務に励んでいただく、そのきっかけにもなるのではないかと思います、本当に私も感謝と同時にちょっとほっとしているところでございます。

これからは、この選挙結果はさておいて、一丸となって玉名市のために皆様のこの苦しい選挙を乗り越えてこられた一人一人の皆様の力が存分に発揮されて、そして玉名市の発展に寄与できるような議会づくりに努めてまいりたいと思いますので、どうぞこれからも御支援、また、御指導、御協力よろしくをお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

[拍手]

○臨時議長（田畑久吉君） それでは、近松恵美子議長、議長席にお着き願います。

[臨時議長 田畑久吉君 自席に着席]

[議長 近松恵美子さん 議長席に着席]

○議長（近松恵美子さん） これより議長の職務をとらせていただきます。

議事の都合により、休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時50分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これよりお手元に配付しております議事日程第1号の2に従い、議事進行を進めてまいります。

日程第1 副議長選挙

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「副議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（近松恵美子さん） ただいまの出席議員数は22名であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（近松恵美子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（近松恵美子さん） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。点呼を命じます。

議会事務局次長 松野和博君。

〔事務局次長 松野和博君 登壇〕

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

大野豊重議員、中村慎吾議員、浜田繁次郎議員、瀬崎剛議員、田浦敏晴議員、山下桂造議員、立川信之議員、坂本公司議員、吉田真樹子議員、一瀬重隆議員、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、西川裕文議員、江田計司議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、近松恵美子議長。

○議長（近松恵美子さん） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（近松恵美子さん） 開票を行ないます。

議会規則第31条第2項の規定により、立会人に大野豊重君、中村慎吾君、瀬崎剛君、立川信之君、以上の諸君を指名いたします。

よって、4人の立会いを願います。

〔大野豊重君、中村慎吾君、瀬崎 剛君、立川信之君 開票立会い、事務局職員により、開票・点検〕

○議長（近松恵美子さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票。有効投票中、西川裕文君12票、北本将幸君8票、徳村登志郎君1票、前田正治君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、西川裕文君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました西川裕文君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

西川裕文君。

[西川裕文君 登壇]

○副議長（西川裕文君） どうもありがとうございます。ただいま副議長の職を受けることになりました。近松議長をフォローしながら、二元代表制の議会としてより明るく、活力ある、輝く玉名づくり、玉名人づくりをしていきたいと思っております。皆様、一緒になって頑張っていきましょう。お世話になります。ありがとうございます。

[拍手]

日程第2 議席の指定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議席の指定」を行いません。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君のその氏名と議席番号を職員に朗読させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、議席番号及び氏名を朗読いたします。

1番 大野豊重議員、2番 中村慎吾議員、3番 浜田繁次郎議員、4番 瀬崎剛議員、5番 田浦敏晴議員、6番 山下桂造議員、7番 立川信之議員、8番 坂本公司議員、9番 吉田真樹子議員、10番 一瀬重隆議員、11番 北本将幸議員、12番 多田隈啓二議員、13番 松本憲二議員、14番 徳村登志郎議員、15番 西川裕文議員、16番 江田計司議員、17番 近松恵美子議員、18番 前田正治議員、19番 作本幸男議員、20番 森川和博議員、21番 中尾嘉男議員、22番 田畑久吉議員。

以上のおりでございます。

○議長（近松恵美子さん） ただいま朗読したとおり、議席の指定をいたしました。

日程第3 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの臨時会の会期については、本日から明18日まで2日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から明18日までの2日間に決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明18日は定刻より会議を開き、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時10分 散会

第 2 号

1 1 月 1 8 日 (木)

令和3年第7回玉名市議会臨時会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和3年11月18日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

日程第3 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙

日程第4 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第6 市長あいさつ

日程第7 市長提出議案上程

（議第110号及び議第111号）

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

議第111号 財産の取得について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 報告（3件）

報告第10号 専決処分の報告について 専決第12号

報告第11号 専決処分の報告について 専決第13号

報告第12号 専決処分の報告について 専決第14号

日程第10 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第12 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第110号及び議第111号）

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

議第111号 財産の取得について

日程第13 議員派遣の件

閉会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
(休憩中委員会)

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

日程第3 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙

日程第4 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第6 市長あいさつ

日程第7 市長提出議案上程
(議第110号及び議第111号)

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第10号)

議第111号 財産の取得について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 報告(3件)

報告第10号 専決処分の報告について 専決第12号

報告第11号 専決処分の報告について 専決第13号

報告第12号 専決処分の報告について 専決第14号

日程第10 議案の委員会付託
(休憩中委員会)

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第12 質疑・議員問討議・討論・採決
(議第110号及び議第111号)

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第10号)

議第111号 財産の取得について

日程第13 議員派遣の件

日程第14 閉会中の継続審査の件
閉 会 宣 告

出席議員(22名)

1番 大野豊重君

2番 中村慎吾君

3番 浜田繁次郎君

4番 瀬崎剛君

5番 田浦敏晴君

6番 山下桂造君

7番 立川信之君

8番 坂本公司君

9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開議

○議長（近松恵美子さん） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
議事の都合により、休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任」を行ないます。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、総務委員会委員に、大野豊重君、中村慎吾君、田浦敏晴君、吉田真樹子さん、徳村登志郎君、前田正治君、中尾嘉男君、私、近松恵美子以上、8名の諸君を。

建設経済委員会委員に、浜田繁次郎君、立川信之君、坂本公司君、一瀬重隆君、多田隈啓二君、江田計司君、田畑久吉君、以上、7名の諸君を。

文教厚生委員会委員に、瀬崎剛君、山下桂造君、北本将幸君、松本憲二君、西川裕文君、作本幸男君、森川和博君、以上、7名の諸君を。

議会運営委員会委員に、中村慎吾君、坂本公司君、一瀬重隆君、多田隈啓二君、江田計司君、前田正治君、中尾嘉男君、以上、7名の諸君を、それぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員及び議会運営委員会委員が選任されました。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員が選任されましたので、この際、各常任委員会の正副委員長及び議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議長において委員会を招集いたします。

総務委員会を第1委員会室に、建設経済委員会を第2委員会室に、建設経済委員会の閉会后、文教厚生委員会を第2委員会室に、全常任委員会の閉会后、議会運営委員会を第1委員会室に、それぞれ招集いたしますので、御了承願います。

各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い、委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

それでは常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の互選のため、休憩い

たします。

午後 1時03分 休憩

午後 2時16分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

総務委員長、徳村登志郎君。総務副委員長、吉田真樹子さん。

建設経済委員長、江田計司君。建設経済副委員長、坂本公司君。

文教厚生委員長、北本将幸君。文教厚生副委員長、山下桂造君。

議会運営委員長、多田隈啓二君。議会運営副委員長、一瀬重隆君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程第3 玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「玉名市玉東町病院設立組合議会議員補欠選挙」を行ないます。

玉名市及び玉東町をもって組織する玉名市玉東町病院設立組合の議会の議員については、玉名市玉東町病院設立組規約第5条第2項の規定により、組合市町の議会の議員のうちから、当該組合市町の議会において選挙することとなっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数6人に対し、玉名市選挙区における選出の議員数は5人と定められております。

現在、玉名市選挙区の議員5名全員が、任期満了に伴い欠員となっておりますので、同規約第7条の規定により、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から玉名市玉東町病院設立組合議会議員に、中村慎吾君、坂本公司君、多田隈啓二君、松本憲二君、前田正治君、以上5名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、中村慎吾君、坂本公司君、多田隈啓二君、松本憲二君、前田正治君、以上5名の諸君を玉名市玉東町病院設立組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村慎吾君、坂本公司君、多田隈啓二君、松本憲二君、前田正治君、以上5名の諸君が玉名市玉東町病院設立組合議会議員に当選されました。

ただいま、玉名市玉東町病院設立組合議会議員に当選されました中村慎吾君、坂本公司君、多田隈啓二君、松本憲二君、前田正治君、以上、5名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第4 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長(近松恵美子さん) 日程第4、「有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙」を行ないます。

荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町をもって組織する有明広域行政事務組合の議会の議員については、有明広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、構成市町の議会において、当該構成市町の議員のうちから選挙することとなっております。

また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数17人に対し、玉名市選出の議員数は5人と定められております。

現在、玉名市選出の組合議員5名全員が、任期満了に伴い欠員となっておりますので、同規約第5条第3項の規定により、補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から有明広域行政事務組合議会議員に、浜田繁次郎君、立川信之君、一瀬重隆君、北本将幸君、田畑久吉君、以上5名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、浜田繁次郎君、立川信之君、一瀬重隆君、北本将幸君、田畑久吉君、以上5名の諸君を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました浜田繁次郎君、立川信之君、一瀬重隆君、北本将幸君、田畑久吉君、以上5名の諸君が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、有明広域行政事務組合議会議員に当選されました浜田繁次郎君、立川信之君、一瀬重隆君、北本将幸君、田畑久吉君、以上5名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長(近松恵美子さん) 日程第5、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行ないます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の議会の議員については、同連合規約第8条の規定により構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙することとなっております。

現在、玉名市の議員1名が欠員となっておりますので、同規約第8条の規定により選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、近松恵美子を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、私、近松恵美子を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、近松恵美子が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

次の日程に入ります前に申し上げます。

今期臨時会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第6 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 議員各位におかれましては、議長に近松恵美子議員、副議長に西川裕文議員が選出され、また、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任、さらには玉名市玉東町病院設立組合議会議員、有明広域行政事務組合議会議員、それぞれ御選出いただきました。これによりまして、玉名市議会の構成がすべて整い、市議会が正式にスタートする運びとなりました。心からお喜びを申し上げます。引き続き、市政発展のために格別の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、これより市長提案の議案審議に移りますが、今回御提案いたします補正予算は、新型コロナワクチンの追加接種の実施について、国からの方針が示されたことにより、3回目の接種にかかる経費等につきまして早急に補正を行なう必要が生じたもので御提案いたすものでございます。

そのほか、議案の内容につきましては、このあと、提案理由の説明の中でそれぞれ申し上げますが、今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

日程第7 市長提出議案上程（議第110号及び議第111号）

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「市長提出議案上程」を行ないます。これより、市長提出議案を上程いたします。

議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）及び議第111号財産の取得についての市長提出議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「提案理由の説明」を行いません。ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 私のほうから補正予算関係1件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）について、御説明いたします。

今回御提案いたします補正予算は、新型コロナワクチンの追加接種の実施について、国からの方針が示されたことにより3回目の接種にかかる経費などにつきまして、早急に補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,061万9,000円を追加し、総額を333億8,551万4,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税193万5,000円の追加は、普通交付税で今回の補正の財源調整でございます。15款国庫支出金は、3億5,568万4,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種にかかる経費の全額が国から交付されるものでございます。22款市債は、1,300万円の追加で、社会教育施設整備事業債でございます。

次に、歳出でございますが、4款衛生費3億5,608万4,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、追加接種の実施に要する経費を追加するものでございます。10款教育費は、1,453万5,000円の追加で、博物館中規模改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により建設資材等の価格高騰が生じていることにより、工事費の増額をお願いするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、博物館中規模改修事業の限度額を設定するものでございます。内容といたしましては、博物館の中規模改修で予定している空調機器更新につきまして、製作期間を含めた工期が必要であり、空調が必要な梅雨から夏季に入る前に工事を完了する必要があるため繰越を行なうものでございます。

第3表地方債補正につきましては、社会教育施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

以上、主な内容等につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 私のほうから議案1件の提案理由につきまして御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議第111号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、小中学校の授業で児童生徒及び教職員用の電子黒板として使用するため、プロジェクターなどの機器類を合資会社岱陽堂から取得するものでございます。

取得価格は3,690万9,400円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結とするものでございます。

御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第9 報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「報告」を行ないます。

報告第10号専決処分の報告について専決第12号、ほか2件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 続きまして、報告案件3件について御説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

報告第10号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和3年9月16日午後1時10分ごろ、玉名商工会館前職員駐車場において、市職員が運転する公用車が駐車中の相手方所有の乗用車に接触し、右後方バンパーを破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる5万699円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されます。

次に3ページをお願いいたします。

報告第11号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和3年8月31日午前7時ごろ、市道青木小岱線において、垂れ下がった木の枝が相手方運転する軽自動車に接触し、フロントガラスを破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は30%に当たる2万8,083円を支払うものでございます。損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

4ページをお願いいたします。

報告第12号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和3年1月7日午後6時20分ごろ、市道曲松立願寺橋線において、相手方が歩行中水路に転落し、両足を負傷したものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は70%に当たる36万1,760円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第10 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）及び議第111号財産の取得についての市長提出議案2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第3表地方債補正 変更）

議第111号 財産の取得について

文教厚生委員会

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費、⑩教育費・第2表繰越明許費）

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 5時35分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第11、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）及び議第111号財産の取得についての市長提出議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） 今期、総務委員会に付託されました案件は、議案2件あります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ3億7,061万9,000円を追加し、総額を333億8,551

万4,000円とするものであります。歳入は11款地方交付税193万5,000円の追加は、普通交付税で、今回の補正の財源調整であります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1億1,021万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、集団接種の派遣医師及び看護師や個別接種費用など、予防接種に係る費用の全額負担であります。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金2億4,546万8,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、集団接種会場設置委託料など、実施体制確保にかかる経費の全額が国から交付されるものであります。22款市債は1,300万円の追加で、社会教育施設整備事業債、第3表地方債補正は、社会教育施設整備事業の限度額を変更するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、1,300万円の起債が発行されているが、1,300万円とした根拠やいきさつはとの質疑があり、執行部から、起債の充当率が90%、交付税算入が50%程度である。一般財源を投入するよりも起債を借り入れたほうが財源的に有利であるためそのように判断したとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市における新型コロナワクチン接種3回目の接種間隔の考えはとの質疑があり、執行部から、厚生労働省が全国の自治体に向けて開催した説明会では、接種機関は2回目の接種完了から8か月以上とするとある。6か月との報道もあるが、例外と想定している。地域によってクラスターが発生した場合などは、事前に厚生労働省に相談した上での対応となる。現時点では、自治体に裁量権はなく、独自で6か月と判断することはできない。全国の自治体では2回目接種完了後8か月後とすると確認されたとの答弁でした。

関連で委員から、接種業務に関わった職員も8か月後になると、一般市民の接種はさらにずれ込むのではないかと、自治体裁量で早めに接種することはできないのかとの質疑があり、執行部からは、あくまでも8か月後の接種となる。医療従事者同様8か経過しないと接種できないとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第110号の付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号財産の取得についてであります。

これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によるもので、内容は、小中学校の授業で児童生徒及び教職員用の電子黒板として使用するため、プロジェクター等の機器類を合資会社岱陽堂から取得するもので、取得価格は3,690万9,400円であるとの説明がありました。現在、同社と仮契約を締結しており、議会での承認後本契約を締結するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、135台入れ替えをしたあとどうするのかとの質疑があり、執行部

から、既存で設置しているものは入れ替え後廃棄することになるとの答弁でした。

また、委員から、電子機器のため5年に1回入れ替えになると思われるが、プロジェクターについても今後同様なのかとの質疑があり、執行部から、プロジェクターも定期的な更新が必要になってくるとの答弁でした。

また、委員から、メーカー補償はどれくらいの期間なのかとの質疑があり、執行部から、メーカー補償については、導入後3年間は無償にて修理を行なうことができる。また、補償期間終了後の対応については、市の予算にて修理対応するとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託しました議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第110号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）中付託分であります。

4款衛生費3億5,608万4,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、追加接種3回目接種の実施に要する経費を追加するものであります。10款教育費1,453万5,000円の追加は、博物館中規模改修工事について、新型コロナウイルス感染症の影響で、建設資材等の価格高騰が生じていることなどにより工事費を増額するものであります。あわせて繰越明許費については、博物館中規模改修事業の限度額を設定するものであります。

説明後、委員から、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種体制はどの質疑があり、執行部から、これまで同様個別接種を基本とし、補完する形で集団接種を実施する。集団接種会場については見直しを予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、1、2回目の未接種者への接種を保健センターで実施しているが、旧勤労青少年ホームなどは使えないのかとの質疑があり、執行部から、旧勤労青少年ホームは、ワクチン関係の備品等の保管場所として利用していることもあり、一番効率的に実施できるのが保健センターであると判断したとの答弁でした。

次に、委員から、1、2回目のワクチン接種で健康被害は発生しているのかとの質疑があり、執行部から、接種による副反応の疑いで、厚生労働省に報告したものが、個別接種、集団接種あわせて10件あった。そのうち健康被害調査委員会の対象が予定も含めて4件ほどであるとの答弁でした。

次に、委員から、博物館の中規模改修工事について、補正の理由の一つである追加の改修工事は、当初の段階ではわからなかったのかとの質疑があり、執行部から、今年度

中に工事を発注する必要があるため、職員が調査し、当初の設計を行なったが、詳細設計により博物館屋上の塔付近から雨漏りに、より適切に対応するための工事が必要であると判明したとの答弁でした。

次に、委員から、調達が遅れている資材や部品は今後入ってくるのかとの質疑があり、執行部から、入っている予定で進めているとの答弁でした。

次に、委員から、今回補正で増額する分も有利な財源を適用できるのかとの質疑があり、執行部から、適用できるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第110号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第12 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第12、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないません。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。まず、予算議案の採決に入ります。

議第110号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第110号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第110号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、その他の議案の採決に入ります。

議第111号 財産の取得について

以上、議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第111号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第111号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第13、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

〔議会事務局次長 松野和博君 登壇〕

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的、玉名市議会議員研修会への出席のため。

派遣場所、玉名市役所本庁4階第2委員会室。

派遣期間、令和3年11月26日金曜日の1日間。

派遣議員、全議員。

これは、玉名市議会が議会制度に関する研修会を開催するに当たり、全議員が出席することとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

日程第14 閉会中の継続審査の件

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第14 閉会中の継続審査の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第14、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

各委員長から会議規則第111条の規定により、所管事務の閉会中の継続審査の申出があります。お手元に配付しております閉会中継続審査申出書の内容を職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、各委員会より申出のあります所管事務の事項につきまして朗読いたします。

当該団体に災害等の緊急事態が発生した場合や近隣団体に関連した事件への広域的な対応など、閉会中に委員会の所管のことで対応が必要となる状態が生じたときに、公的にいつでも委員会を開催できるようにするため、地方自治法第109条第8項の規定により、特定の具体的な審査事件を閉会中の継続審査事件として議決を求めるものであります。

まず、総務委員会より申出の事件は、

- 1、職員の給与等に関する調査。
- 2、予算、その他財務に関する調査。
- 3、人権に関する調査。
- 4、防災、消防、交通安全及び防犯に関する調査。
- 5、市政の総合的な計画に関する調査。
- 6、地域振興に関する調査。
- 7、市有財産に関する調査。
- 8、契約に関する調査。
- 9、情報化に関する調査。
- 10、戸籍及び住民基本台帳に関する調査。
- 11、市税に関する調査。
- 12、環境保全及び廃棄物に関する調査。

13、支所業務に関する調査。

次に、建設経済委員会より申出の事件は、

- 1、農業、林業及び水産業の振興に関する調査。
- 2、商業、工業、労働及び観光の振興に関する調査。
- 3、道路、河川、その他土木に関する調査。
- 4、都市計画及び公園に関する調査。
- 5、住宅及び建設に関する調査。
- 6、水道及び下水道に関する調査。

次に、文教厚生委員会より申出の事件は、

- 1、障がい者の福祉、その他社会福祉に関する調査。
- 2、市民相談、生活困窮自立支援及び生活保護に関する調査。
- 3、介護保険に関する調査。
- 4、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する調査。
- 5、保健及び衛生に関する調査。
- 6、児童の福祉に関する調査。
- 7、学校教育に関する調査。
- 8、生涯学習の振興に関する調査。
- 9、芸術文化の振興に関する調査。
- 10、地域コミュニティ活動の推進に関する調査。

次に、議会運営委員会より申出の事件は、

- 1、議会の運営に関する調査。
- 2、議会の会議規則に関する調査。
- 3、委員会条例等に関する調査。
- 4、議長の諮問に関する調査。

それぞれ、調査終了まで閉会中の継続審査とする旨の申出がっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、各委員会の所管事務について、それぞれ調査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、それぞれの調査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は、すべて議いたしました。

ここで市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案させていただきました議案に対しまして、御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、議案にも関連しておりました新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況にかわりはございませんが、引き続き、市民の皆様へ感染防止対策への御協力をお願いするとともに、市民の命を守るための感染拡大防止策と市民の暮らしを守るための支援策に取り組んでまいります。

そして、このたびは選挙後初めての議会でしたが、これからも議会と行政が両輪となり、市民生活の向上に向けて寄与してまいりたいと、改めて考えている次第でございます。

最後になりますけれども、今後は、日々寒さが増す季節となります。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、引き続き市政に対しまして御支援と御指導を賜りますようお願いを申し上げます。閉会にあたっての御礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて、本会議を閉じ、令和3年第7回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会臨時議長 田 畑 久 吉

玉名市議会議員 大 野 豊 重

玉名市議会議員 中 村 慎 吾